

# 地方独立行政法人広島県立病院機構定款

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条—第11条）

第2節 理事会（第12条—第15条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第16条—第19条）

第3章 資本金等（第20条・第21条）

第4章 委任（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、県の医療政策として求められる救急医療、高度・専門医療等の提供及び医師の派遣等を通じた地域医療の充実に向けた取組を推進し、医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を広島市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で広島県報に登載して公告することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は広島県の規則（法第13条第4項に基づき広島県が定める規則をいう。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

6 監事は、いつでも役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、法人が次に掲げる書類を広島県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類

(2) その他の広島県の規則（法第13条第6項第2号に基づき広島県が定める規則をいう。）で定める書類

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長及び副理事長の内期は5年とし、理事の内期は2年とする。

2 監事の内期は、理事長の内期に対応するものとし、任命の日から、理事長の内期（補欠の理事長の内期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

（職員の内命等）

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事で構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

### 第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
県立広島病院	広島市
県立安芸津病院	東広島市
県立二葉の里病院	広島市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者の研修及び育成を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない

い。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。  
(業務の運営)

第 18 条 法人は、中期目標や中期計画の審議の場に加え、運営費負担金に係る審議の場や各事業年度の業務実績評価報告の場において、県民の代表である県議会への説明責任を果たすべく、知事に対し丁寧な説明を行う。  
(業務方法書)

第 19 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

### 第 3 章 資本金等

(資本金等)

第 20 条 法人の資本金の額は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により広島県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、広島県が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として広島県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により広島県からの出資に係る不要財産を広島県に納付した場合は、法人は同条第 4 項の規定により資本金を減少するものとする。

2 広島県からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 21 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島県に帰属させる。

### 第 4 章 委任

(委任)

第 22 条 法人の運営に関し、必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第 20 条関係)

#### (1) 土地

所 在 地	地 積 ( m <sup>2</sup> )
広島市南区宇品神田一丁目 464 番 7	33.00
広島市南区宇品神田一丁目 464 番 10	277.00
広島市南区宇品神田一丁目 465 番 3	366.00
広島市南区宇品神田一丁目 466 番 3	482.00
広島市南区宇品神田一丁目 467 番 3	499.00
広島市南区宇品神田一丁目 468 番 3	651.00

広島市南区宇品神田一丁目 469 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 470 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 471 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 472 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 473 番 3	647.00
広島市南区宇品神田一丁目 474 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 475 番 3	651.00
広島市南区宇品神田一丁目 476 番 7	647.00
広島市南区宇品神田一丁目 477 番 3	191.73
広島市南区宇品神田一丁目 478 番 3	647.93
広島市南区宇品神田一丁目 479 番 3	651.23
広島市南区宇品神田一丁目 480 番 3	651.23
広島市南区宇品神田一丁目 481 番 3	647.93
広島市南区宇品神田一丁目 482 番 3	515.70
広島市南区宇品神田一丁目 482 番 13	23.14
広島市南区宇品神田一丁目 483 番 11	92.56
広島市南区宇品神田一丁目 484 番 12	72.72
広島市南区宇品神田一丁目 477 番 7	459.00
広島市南区宇品神田一丁目 693 番 2	380.00
広島市南区宇品神田一丁目 694 番 2	466.00
広島市南区宇品神田一丁目 695 番 1	942.00
広島市南区宇品神田一丁目 696 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 697 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 698 番 1	691.00
広島市南区宇品神田一丁目 699 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 700 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 701 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 702 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 703 番 1	691.00
広島市南区宇品神田一丁目 704 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 705 番 1	961.00
広島市南区宇品神田一丁目 706 番 1	1,381.00
広島市南区宇品神田一丁目 706 番 2	866.00
広島市南区宇品東一丁目 925 番 1	417.00
広島市南区宇品東一丁目 926 番 1	700.00
広島市南区宇品東一丁目 927 番 1	558.00
広島市南区宇品御幸二丁目 418 番 4	2,682.70

広島市南区宇品神田二丁目 667 番 23	337.04
広島市南区宇品神田二丁目 667 番 35	154.53
東広島市安芸津町三津字中河原 4381 番 1	2,135.40
東広島市安芸津町三津字中河原 4383 番 1	502.00
東広島市安芸津町三津字中河原 4383 番 2	494.00
東広島市安芸津町三津字中河原 4388 番	2,640.60
東広島市安芸津町三津字上河原 4375 番 14	324.81
東広島市安芸津町三津字東石指 4679 番 5	443.71
東広島市安芸津町三津字東石指 4677 番 7	174.61
東広島市安芸津町三津字竜王 4499 番 1	394.64
東広島市安芸津町風早字新開 3165 番 2	1,021.38

(2) 建物

病院名	所在地	施設名称	延床面積 (㎡)		
県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目	中央棟	53,756.34		
		南棟			
		東棟			
		渡り廊下			
				北棟	4,357.59
				管理棟	2,782.85
				新東棟	4,293.96
				臨時診察室	64.46
				保育所	334.40
				ボンベ庫	5.95
				車庫	65.82
				ポンプ室	17.00
				ガバナー室	40.29
				ゴミ置場	15.18
				守衛室	2.70
	広島市南区宇品神田二丁目	看護師宿舎	634.56		
	広島市南区宇品御幸二丁目	医療従事者宿舎	2,365.86		
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津	新棟	11,247.80		
		本館			
		車庫	64.35		
		ゴミ置場	24.70		

		院長公舎	83.81
		医師公舎 1 号	329.01
		倉庫	18.72
		医師公舎 2 号	217.17
		医師公舎 3 号	369.39
	東広島市安芸津町風早	職員公舎	332.94

